令和８年１１月１日発行

ASAHIKAWA CITY

令和９年度

教育・保育施設等の利用のしおり



旭川市シンボルキャラクター
あさっぴー

ー もくじ ー

１　教育・保育の施設・事業所一覧 …… １
２　施設・事業所を利用するには …… ６
３　１号認定を受けて教育を利用する …… ６
４　２号・３号認定を受けて保育を利用する …… ７
５　保育料 …… １４
６　入所後の手続き …… １８
７　手続の一部にマイナンバーが必要になる場合があります… １９
８　その他のサービス …… １９
９　認可外保育施設一覧…… ２３

＜問合せ先＞
〒０７０－８５２５
旭川市７条通９丁目４８番地　旭川市総合庁舎３階
旭川市こども・女性・若者未来部こども保育課
電話：０１６６－２５－９８４５（平日　午前９時００分～午後５時００分）

事実と異なった申告、証明書を提出された場合、入所の取消や子どもの施設・事業所の利用に係る給付費（経費）の返還を求めることがありますのであらかじめご了承ください。

ー子ども・子育て支援法ー（抄）

（不正利得の徴収）

第１２条　市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

1　教育・保育の施設・事業所一覧

（1）認可施設・事業所の種類

旭川市内には、次の５種類の認可を受けている施設・事業所があります。

種類	表中表記	特長
認可保育所	保	保護者が就労、病気などの事情で子どもを保育することができない場合に、保護者に代わって保育する施設です。
認定こども園	認	保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。
小規模保育事業所	小	０歳児～２歳児の少人数（６人～１９人）の子どもを対象にきめ細かな保育を行います。５ページの二重線枠内もお読みください。
事業所内保育事業所	事	企業の事業所内の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。５ページの二重線枠内もお読みください。
幼稚園	幼	満３歳から小学校就学前までの子どもを対象に教育を行います。

（2）令和９年度から認定こども園に移行予定の施設一覧

■　下記の施設は令和９年度から認定こども園に移行を予定している施設です（“名称（園名）”は仮称です）。
（注１）令和８年度中に教育を利用することはできません。
（注２）令和８年度中に保育を利用することはできません。令和８年度中に教育を利用する場合は５ページをご覧ください。
■　令和８年１１月１日時点での状況のため、今後変更になる場合があります。最新情報の確認は旭川市のホームページに掲載しているものをご覧ください（https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/232/233/d074084.html）。

地区	種類	施設番号	名称（園名）	所在地	電話番号	定員※1	開所時間（教育標準時間）※2	保育短時間	対象年齢	延長※3	特支※4	一時※5	誰通※6
中央	認	230	認定こども園エルム保育園（注１）	3条通18丁目	33-3300	保　40 教　未定	11:00～22:00 （未定）	11:00～19:00	0～5				
北星	認	－	認定こども園旭川みその幼稚園（注２）	大町1条5丁目	54-6555	保　未定 教　未定	（未定） (9:00～14:00)	未定	～5				
春光	認	－	認定こども園めいほう幼稚園（注２）	春光6条6丁目	52-2750	保　未定 教　未定	（未定） (9:00～14:00)	未定	～5				
新旭川	認	229	認定こども園キララ保育園（注１）	東1条3丁目	27-3215	保　40 教　未定	7:30～18:30 （未定）	8:30～16:30	0～5		○		
神居・忠和	認	210	認定こども園旭川保育園（注１）	神居3条16丁目	62-6261	保　60 教　未定	7:30～18:30 （未定）	8:30～16:30	0～5		○		
	認	208	認定こども園忠和保育園（注１）	忠和2条5丁目	62-4975	保　60 教　未定	7:30～18:30 （未定）	8:30～16:30	0～5		○		○
緑が丘	認	－	認定こども園わかば幼稚園（注２）	緑が丘2条2丁目	65-3766	保　未定 教　未定	（未定） (9:00～14:00)	未定	～5				
東光	認	－	認定こども園旭川東光幼稚園（注２）	東光18条6丁目	34-4111	保　未定 教　未定	（未定） (10:00～14:00)	未定	～5				

保育（２号・３号）の利用申込は電子申請が可能です！

保育施設の利用については旭川市ホームページからの申込みが可能です（保育の利用については７～１３ページ）。

※育休明けの利用希望、特別支援保育及び広域利用については
こども保育課窓口のみでの受付となります。
※申込期限日前日の23:59までに受付が完了した申込みが選考の対象となります。窓口及び各保育施設での申込みよりも締切が早いためご注意ください。

電子申請はこちら

（３）市内認可施設・事業所一覧（令和８年１１月１日現在）

※色付きの施設は令和９年度から認定こども園に移行する予定です。令和９年度に入所を希望される方はご注意ください。

地区	種類	施設番号	名称（園名）	所在地	電話番号	定員 ※1	開所時間（教育標準時間）※2	保育短時間	対象年齢	延長※3	特支※4	一時※5	誰通※6
中央	保	202	旭川頌栄保育園	2条西3丁目	23-9508	50	7:30～18:30	8:30～16:30	0～5				
	小	2001	風の子保育園	7条西1丁目	23-7371	12	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2				○
	認	3347	幼稚園型認定こども園 旭川別院附属大谷さくら幼稚園	宮下通2丁目	22-1715	保 60 教 30	7:30～18:30 (10:00～14:00)	8:30～16:30	0～5				
	小	2006	あおぞら保育園	宮下通26丁目	35-5060	9	7:45～18:45	8:30～16:30	0～2				
	認	3339	認定こども園 わんぱく保育園北彩都園	宮下通11丁目	73-3941	保 80 教 9	7:30～18:30 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5		○		
	認	3340	認定こども園わんぱく保育園 にじいろ園（分園）	2条通11丁目	21-8554	30	11:00～22:00	11:00～19:00	0～5	※7	○	○	
		3341	認定こども園わんぱく保育園 にこにこ園（分園）		21-8880	30	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2				○
	認	3342	保育所型認定こども園 旭川隣保会第二こども園	2条通20丁目	31-6084	保 90 教 6	7:30～18:30 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5		○		
	保	230	エルム保育園	3条通18丁目	33-3300	40	11:00～22:00	11:00～19:00	0～5	※8			
	小	2000	あひる保育園	5条通12丁目	23-1406	12	7:30～18:30	9:00～17:00	0～2				
	認	3326	認定こども園 慈光園保育所	5条通19丁目	33-2023	保 130 教 10	7:00～18:00 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5	○			
	認	3304	幼保連携型認定こども園 旭川隣保会第一こども園	6条通3丁目	22-4651	保 160 教 9	7:00～18:00 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5	○	○		
	認	3350	認定こども園旭川聖母幼稚園	6条通22丁目	32-2021	保 19 教 30	7:30～18:30 (10:00～14:00)	8:30～16:30	0～5				
	認	3346	認定こども園ひまわり幼稚園	6条通25丁目	32-0077	保 60 教 30	7:30～18:30 (10:00～14:00)	8:30～16:30	0～5				
	認	3348	認定こども園けいめい保育園	南6条通24丁目	31-8243	保 70 教 9	7:30～18:30 (9:00～13:30)	8:30～16:30	0～5		○		
	小	2010	小規模保育所おひさま	南8条通26丁目	35-2188	12	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2				
	認	3349	おひさまの森		33-7573	保 55 教 10	7:30～18:30 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5		○		
北星	認	3324	北星おおぞら認定こども園	旭町2条6丁目	51-2347	保 110 教 10	7:00～18:00 (9:00～13:00)	8:00～16:00	0～5	○	○		○
	保	1009	わかば保育園	北門町9丁目	76-1655	90	7:30～18:30	8:30～16:30	0～5		○		
	保	102	旭川市立近文保育所	緑町16丁目	51-0352	96	7:00～18:00	8:30～16:30	0～5	○	○		○
	保	201	旭川隣保会乳児保育所	本町2丁目	51-2526	55	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2				○
	認	3351	認定こども園旭川天使幼稚園	大町1条10丁目	51-3493	保 20 教 20	7:30～18:30 (9:00～14:00)	8:30～16:30	1～5				
	認	3310	幼保連携型認定こども園 大町のぞみこども園	大町2条12丁目	73-8625	保 95 教 10	7:30～18:30 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5		○	○	
春光	認	3335	鉄道弘済会旭川認定こども園	春光2条8丁目	51-0572	保 90 教 6	7:00～18:00 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5	○	○		
	保	225	ほのぼの保育園	春光3条7丁目	53-4101	90	7:30～18:30	8:30～16:30	0～5				
	認	3337	保育所型認定こども園 旭川隣保会第三こども園	春光4条4丁目	51-2965	保 80 教 6	7:00～18:00 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5	○	○		
	保	203	こぐま保育園	春光5条8丁目	51-9611	60	7:30～18:30	8:30～16:30	0～5		○		
	保	216	旭川春光台保育園	春光台3条3丁目	54-3106	50	7:30～18:30	8:30～16:30	0～5		○		
	認	3302	認定こども園百華幼稚園	春光台3条4丁目	51-3850	保 77 教 35	7:30～18:30 (10:00～14:00)	9:00～17:00	1～5				○
	認	3352	認定こども園旭川藤幼稚園　※９	花咲町6丁目	51-2972	保 30 教 45	7:30～18:30 (8:30～14:00)	8:30～16:30	3～5				

【 注意事項 】

⑴「０歳児」は生後8週経過後（ひまわり幼稚園は生後４か月後、聖母幼稚園は生後６か月後）から入所することができます。

⑵ 対象年齢は、原則として入所する年度の４月１日時点の年齢となります。
※旭川藤幼稚園の２号認定（保育）の利用については満３歳になる誕生日の前日から入所することができます。

⑶ 対象年齢が「１～」の施設について、百華幼稚園は満１歳の誕生日から入所することができます。
新富保育園・ひとみ幼稚園は満１歳になる月の１日又は満１歳になる誕生日の前日より２週間前から入所することができます。
天使幼稚園は入所する年度の４月１日時点で１歳の場合、入所することができます。

⑷ 幼稚園及び認定こども園の１号認定（教育）の利用は、３歳になる誕生日の前日から入所することができますが、
詳細は各園にお問い合わせください。

地区	種類	施設番号	名称（園名）	所在地	電話番号	定員 ※1	開所時間（教育標準時間）※2	保育短時間	対象年齢	延長※3	特支※4	一時※5	誰通※6
末広	認	3333	保育所型認定こども園 旭川蘭契こども園	末広1条2丁目	53-5386	保 90 教 9	7:30～18:30 (9:00～13:00)	9:00～17:00	0～5		○		
	認	3321	しらかば認定こども園	末広2条8丁目	57-5218	保 70 教 10	7:15～18:15 (9:30～13:30)	8:30～16:30	0～5				
	認	3303	幼保連携型認定こども園 末広こまどり	末広2条13丁目	74-5811	保 70 教 15	7:00～18:00 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5	○	○		
	小	2017	はちみつ保育園	末広３条１丁目	73-8400	12	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2				
	小	2002	こうさぎ保育園	末広5条3丁目	55-2354	19	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2				○
	認	3353	末広こども園	末広6条2丁目	51-6545	保 90 教 3	7:15～18:15 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5		○	○	
	認	3305	幼保連携型認定こども園 末広第二こども園	末広6条7丁目	57-6434	保 95 教 10	7:00～18:00 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5	○	○		○
	認	3315	旭川あかしあ認定こども園	末広東2条9丁目	57-6400	保 80 教 10	7:00～18:00 (9:30～13:30)	8:30～16:30	0～5	○	○		○
	認	3308	幼保連携型認定こども園 東鷹栖森のこども園	東鷹栖4条5丁目	73-6911	保 30 教 7	7:30～18:30 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5		○		
新旭川	保	229	キララ保育園	東1条3丁目	27-3215	40	7:30～18:30	8:30～16:30	0～5		○		
	認	3323	認定こども園新富保育園	東4条11丁目	24-0483	保 90 教 25	7:30～18:30 (10:00～14:00)	8:30～16:30	1～5		○		
	保	219	東六条保育園	東6条6丁目	24-0380	55	7:00～18:00	8:30～16:30	0～5	○	○	○	
	認	3325	北星おおぞら認定こども園 （分園）げんき！	東5条2丁目	74-6493	10	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2				○
	小	2007	さらな保育園	金星町1丁目	24-1800	16	7:30～18:30	8:30～16:30	0～1				○
	認	3355	みどり幼稚園		26-2972	保 70 教 35	7:30～18:30 (9:30～13:30)	8:30～16:30	2～5				
永山	保	222	まこと保育園	永山3条3丁目	47-0027	55	7:30～18:30	8:30～16:30	0～5		○		
	事	2201	たいせつ保育園	永山4条13丁目	40-1238	25	7:30～18:30	9:00～17:00	0～2				○
	認	3328	認定こども園 永山あゆみ保育園	永山5条9丁目	48-0600	保 50 教 9	7:30～18:30 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5				
	認	3331	永山おおぞら 認定こども園	永山5条15丁目	85-6992	保 70 教 10	7:30～18:30 (9:00～13:00)	8:00～16:00	0～5		○		○
		3332	永山おおぞら 認定こども園(分園)	永山5条16丁目	85-6710	20	7:30～18:30	8:00～16:00	0～1				○
	小	2004	ミニ保育園つくしの家	永山7条18丁目	48-8368	12	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2				
	認	3343	認定こども園せせらぎ保育園	永山8条6丁目	46-1173	保 76 教 6	7:30～18:30 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5				
	保	3354	保育所型認定こども園 旭川太陽保育園	永山8条13丁目	48-0022	保 110 教 10	7:00～18:00 (9:00～13:00)	8:00～16:00	0～5	○	○		
			※令和９年度から「開所時間7:30～18:30、延長保育なし」に変更になります。										
	小	2012	永山こどもの杜保育園	永山11条4丁目	73-7330	12	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2				○
			※令和９年度から「末広東２条９丁目」に移転する予定です。										
	保	221	永山ほたる保育園	永山町5丁目	46-4748	80	7:00～18:00	8:30～16:30	0～5	○	○	○	
	認	3329	認定こども園 永山くるみ保育園	永山町8丁目	40-2500	保 80 教 10	7:30～18:30 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5			○	
	事	2200	あすく保育園	秋月2条2丁目	47-5575	10	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2				
	認	3311	幼保連携型認定こども園 秋月こども園	秋月2条2丁目	46-1080	保 125 教 10	7:00～18:00 (9:00～13:00)	8:00～16:00	0～5	○	○		
	認	3312	幼保連携型永山太陽認定こども園	永山7条20丁目	76-6080	保 125 教 10	7:30～18:30 (9:00～13:00)	8:00～16:00	0～5		○		
神居・忠和	認	3319	認定こども園 旭川ねむのき保育園	神居1条9丁目	62-6838	保 100 教 9	7:30～18:30 (9:00～13:00)	8:00～16:00	0～5		○		
	保	210	旭川保育園	神居3条16丁目	62-6261	60	7:30～18:30	8:30～16:30	0～5		○		
	小	2011	小規模保育園めっきら	神居8条5丁目	73-5170	19	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2				
	認	3322	いずみこども園	神居9条4丁目	62-8986	保 90 教 15	7:00～18:00 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5	○	○	○	
	保	208	忠和保育園	忠和2条5丁目	62-4975	60	7:30～18:30	8:30～16:30	0～5		○		○
	認	3301	認定こども園 ひとみ幼稚園	忠和4条1丁目	62-1706	保 35 教 30	7:30～18:30 (10:00～14:00)	8:00～16:00	1～5				
	保	212	旭川つばさ保育園	忠和6条6丁目	62-7738	70	7:00～18:00	8:30～16:30	0～5	○	○		
	事	2202	ぽっかぽか保育園	忠和6条6丁目	76-1700	9	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2				

地区	種類	施設番号	名称（園名）	所在地	電話番号	定員 ※1	開所時間（教育標準時間）※2	保育短時間	対象年齢	延長※3	特支※4	一時※5	誰通※6
神楽・神楽岡・緑が丘	保	214	旭川のびろ保育園	神楽2条5丁目	61-3306	75	7:30～18:30	8:30～16:30	0～5		○		
	認	3320	認定こども園 旭川宮前保育園	神楽2条12丁目	61-0568	保 90 教 9	7:00～18:00 (9:00～13:00)	8:00～16:00	0～5	○			
	保	103	旭川市立神楽保育所	神楽4条8丁目	61-2431	66	7:00～18:00	8:30～16:30	0～5	○	○	○	
	認	3344	認定こども園 旭川わかくさ保育園	神楽岡2条6丁目	65-6916	保 70 教 9	7:45～18:45 (9:30～13:30)	8:00～16:00	0～5		○		
	保	207	神楽岡保育園	神楽岡14条4丁目	65-0015	80	7:30～18:30	8:30～16:30	0～5		○		
	認	3356	認定こども園緑が丘東保育園	緑が丘2条4丁目	65-1142	保 70 教 10	7:30～18:30 (9:30～13:30)	8:30～16:30	0～5		○		
	小	2005	藤原さんち保育園	緑が丘東3条1丁目	76-5301	12	7:30～18:30	9:00～17:00	0～2				○
	認	3327	旭川おおぞら 認定こども園	緑が丘東3条1丁目	65-2912	保 70 教 10	7:00～18:00 (9:00～13:00)	8:00～16:00	0～5	○	○		○
	保	226	楽集館	緑が丘東4条3丁目	65-7355	40	7:30～18:30	8:00～16:00	0～5				
	認	3357	認定こども園旭川あゆみ幼稚園	旭神町22-65	65-4271	保 49 教 99	7:45～18:45 (9:00～14:00)	8:00～16:00	0～5				
	保	224	旭川あゆみ幼稚園 附属保育園	旭神町22-71	66-9988	90	7:45～18:45	8:00～16:00	0～5			○	
	保	227	みどり保育園	旭神2条2丁目	65-2733	30	7:30～18:30	8:30～16:30	0～5				
	認	3309	幼保連携型認定こども園 西神楽宮前こども園	西神楽南1条1丁目	76-4327	保 30 教 6	7:30～18:30 (9:00～13:00)	8:00～16:00	0～5		○		
東光	認	3336	こひつじ認定こども園	東光4条1丁目	33-1690	保 80 教 10	7:30～18:30 (8:30～12:30)	8:30～16:30	0～5		○		○
	認	3358	保育所型認定こども園とうえい	東光4条5丁目	31-1241	保 100 教 10	7:00～18:00 (9:00～13:00)	8:00～16:00	0～5	○	○		○
	認	3306	幼保連携型 バンビ認定こども園	東光11条3丁目	33-1199	保 80 教 15	7:00～18:00 (9:00～13:00)	8:00～16:00	0～5	○	○		○
	保	209	真和保育園	東光17条5丁目	33-7996	90	7:30～18:30	8:30～16:30	0～5		○		
	保	223	キューピッド保育園	東光17条9丁目	31-0000	90	7:30～18:30	8:30～16:30	0～5			○	
	認	3313	幼保連携型認定こども園 東光宮前こども園	東光6条4丁目	74-3690	保 120 教 9	7:00～18:00 (9:00～13:00)	8:00～16:00	0～5	○	○	○	
豊岡・東旭川	保	218	中央乳児保育園	豊岡2条7丁目	34-2337	30	7:30～18:30	9:00～17:00	0～2				
	認	3314	幼保連携型 豊岡蘭契認定こども園	豊岡3条3丁目	38-6815	保 90 教 9	7:00～18:00 (9:00～13:00)	9:00～17:00	0～5	○	○	○	
	小	2014	オーキッド保育園	豊岡3条5丁目	74-5808	12	7:30～18:30	9:00～17:00	0～2				○
	保	211	旭川だいいち保育園	豊岡3条7丁目	31-9367	100	7:00～18:00	9:00～17:00	0～5	○			
	認	3330	認定こども園 龍谷きくし保育園	豊岡5条4丁目	38-8181	保 80 教 9	7:30～18:30 (9:00～13:00)	8:00～16:00	0～5				○
	小	2003	ちびっこ保育園豊岡	豊岡5条4丁目	34-4144	12	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2				
	小	2016	小規模保育園ふたばの庭	豊岡6条7丁目	76-1396	12	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2				
	認	3359	幼稚園型認定こども園 旭川ふたば幼稚園		33-6608	保 56 教 48	7:30～18:30 (10:00～14:00)	8:30～16:30	2～5				
	認	3318	認定こども園愛豊保育園	豊岡11条4丁目	32-4011	保 90 教 9	7:30～18:30 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5				
	認	3316	幼保連携型 のなか認定こども園	豊岡11条8丁目	33-1177	保 110 教 10	7:00～18:00 (9:00～13:00)	8:00～16:00	0～5	○			○
	認	3317	幼保連携型認定こども園 エールこども園	東旭川町下兵村 369-9	36-8085	保 102 教 9	7:30～18:30 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5		○	○	
	認	3334	認定こども園 ののはな保育園	東旭川南1条4丁目	36-5587	保 80 教 9	7:30～18:30 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5		○		
	認	3307	幼保連携型認定こども園 東旭川こども園	東旭川南1条6丁目	37-3811	保 60 教 6	7:30～18:30 (9:30～13:30)	9:00～17:00	0～5		○		

※1「教」：教育の定員数　　「保」：保育の定員数
※2「教育標準時間」：教育利用をする際の利用時間のことをいいます。
※3「延長」：午後7時までの延長保育を実施している施設です。
※4「特支」：特別支援保育を実施している施設です（医療的ケアについては旭川市立神楽保育所、旭川隣保会第二こども園、旭川あかしあ認定こども園の3か所で現在実施中。ほかでも受入可能な場合もありますので詳細は担当までお問い合わせください）【12ページ参照】
※5「一時」：一時預かり（一般型）を実施している施設です。
※6「誰通」：こども誰でも通園制度を実施している施設です。きくし幼稚園、旭川幼稚園でも実施しています。
※7　認定こども園わんぱく保育園にじいろ園の長時間延長保育について
①午前7時30分から午前11時まで　②午後10時から午前1時まで（園に直接申込みが必要です）
※8　エルム保育園の長時間延長保育について
①午前7時から午前11時まで　②午後10時から午前2時まで（園に直接申込みが必要です）
※9　旭川藤幼稚園は、土曜保育を現在実施していません。

◎施設型給付を受ける幼稚園（※色付きの施設は令和９年度から認定こども園に移行する予定です）

地区	番号	種類	名称（園名）	所在地	電話番号	定員	教育標準時間	対象年齢	
北　星	1	幼	旭川みその幼稚園	大町1条5丁目	54-6555	25	9:00～14:00	3～5	
	2	幼	さくらおか幼稚園	旭町1条16丁目	51-3831	60	9:00～14:00	3～5	
春　光	3	幼	めいほう幼稚園	春光6条6丁目	52-2750	75	9:00～14:00	3～5	
末　広	4	幼	あすなろ幼稚園	末広3条3丁目	53-4443	25	9:00～14:00	3～5	
	5	幼	たいせつ幼稚園	末広8条2丁目	55-1234	60	10:00～14:00	3～5	
	6	幼	つくし幼稚園	東鷹栖2線11号	57-2222	75	10:00～14:00	3～5	
永　山	7	幼	くりの木幼稚園	永山町4丁目	47-2274	90	10:00～14:00	3～5	
	8	幼	旭川志峯幼稚園	永山5条23丁目	48-3126	75	8:45～14:00	3～5	
神居・忠和	9	幼	めばえ幼稚園	神居8条12丁目	61-0524	20	10:00～14:00	3～5	
			※令和９年度末閉園予定（令和９年度は５歳以上のみ受入）						
	10	幼	ユリアナ幼稚園	神居6条19丁目	62-1203	60	8:30～14:00	3～5	
	11	幼	旭川こばと幼稚園	忠和3条8丁目	62-6255	75	10:00～14:00	3～5	
神楽・神楽岡・緑が丘	12	幼	わかば幼稚園	緑が丘2条2丁目	65-3766	75	9:00～14:00	3～5	
	13	幼	旭川白百合幼稚園	神楽６条１丁目	61-6748	150	10:00～14:00	3～5	
東　光	14	幼	やまと幼稚園	東光9条1丁目	31-1345	15	10:00～14:00	3～5	
	15	幼	旭川東光幼稚園	東光18条6丁目	34-4111	105	9:00～14:00	3～5	
豊岡・東旭川	16	幼	きくし幼稚園	豊岡5条4丁目	31-3519	60	10:00～14:00	3～5	※6
	17	幼	旭川幼稚園	東旭川町下兵村424	36-2200	75	8:30～14:00	3～5	※6

◎国立大学法人の幼稚園

地区	番号	種類	名称（園名）	所在地	電話番号	定員	教育標準時間	対象年齢
春　光	1	幼	北海道教育大学附属旭川幼稚園	春光４条１丁目	54-3556	70	9:00～14:00	3～5 ※満3歳除く

◎小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の卒園後の利用先について

小規模保育事業所及び事業所内保育事業所（以下、地域型保育事業所という）の卒園後に保育所等の利用を希望する場合、改めて利用申込が必要となりますが、継続的な保育環境を確保するため、利用施設の決定に際し次のような取扱いを行っています。

（１）地域型保育事業所では、認可保育所、認定こども園又は幼稚園を連携施設として設定しています。連携施設では地域型保育事業所の卒園児が卒園後の利用先を確保できるよう卒園児を受け入れ、引き続き保育又は教育を提供します。
※連携施設への入所が必ずしも保証されるものではありません。

（２）地域型保育事業所の卒園児が、連携施設以外の保育所又は認定こども園の利用を希望する場合（連携施設の受入枠より利用希望者が多い場合も含む）、利用調整の際に優先度を引き上げ、卒園後の利用先を確保しやすくします。

園選びについてのご相談は子育て支援ナビゲーターまで（１９ページ）



Q. 保育園等の空き状況について知りたいです。

A.　空き状況（利用可能児童数）については旭川市HPよりご確認いただくことができます。
情報は毎月の選考結果を基に更新しておりますので、次回選考時までに空き状況が変動している場合があります。

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/800/808/811/d055633.html



Q. 保育園等に見学に行くことは可能ですか。

A.　見学を希望する施設に直接お問い合わせください。
また、各園にて園開放も行っておりますので、詳しくはホームページをご覧ください。

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/800/808/812/p004295.html

2　施設・事業所を利用するには

「１　教育・保育の施設・事業所一覧」に掲げる施設・事業所を利用するには、子どものための教育・保育給付認定を受ける必要があります。利用申込と同時に申請ができます。

次の３つの認定区分のいずれかの認定を受ける必要があります（令和元年１０月１日から新設された施設等利用給付認定とは異なります）。

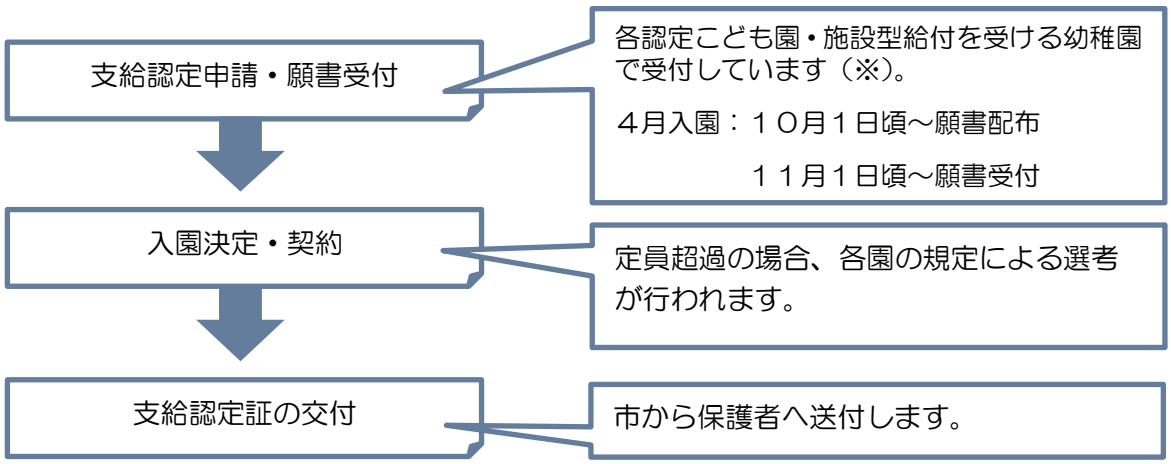
■　子どものための教育・保育給付認定

<table>
<tr><th>認定区分</th><th colspan="2">対象の子ども</th><th>利用可能施設</th></tr>
<tr><td>１号認定</td><td rowspan="2">満３歳以上</td><td>教育を希望する場合</td><td>幼稚園
認定こども園（教育部分）</td></tr>
<tr><td>２号認定</td><td rowspan="2">保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する場合</td><td rowspan="2">保育所
認定こども園（保育部分）
小規模保育事業所
事業所内保育事業所など</td></tr>
<tr><td>３号認定</td><td>満３歳未満</td></tr>
</table>

3　１号認定を受けて「教育」を利用する

（１）利用開始までの流れ

子どものための教育・保育給付認定の１号認定を受ける必要がある園についての説明です。
対象となるのは、認定こども園及び施設型給付を受けている幼稚園です（１～５ページ参照）。



※願書の配布・受付の日程等については各園によって異なりますので、詳細は各園にお問い合わせください。

（２）利用に係る費用について

幼稚園、認定こども園（教育部分）を利用するお子様は満３歳（入園時）以上無償化となります。
※通園送迎費、食材料費、行事費等は無償化の対象外ですが、副食費（おかず、おやつ代等）については収入等に応じて免除の対象となる場合があります（１６ページ参照）。

（３）一時預かり（幼稚園型）について

認定こども園や幼稚園で教育を利用している在園児を対象に、教育標準時間の前や後に子どもを預けることができる事業を実施しています。詳しくは２０ページをご確認ください。

4　2号・3号認定を受けて「保育」を利用する

（1）利用開始までの流れ

令和９年度新規利用希望者の受付及び利用開始までの流れは次のとおりです。

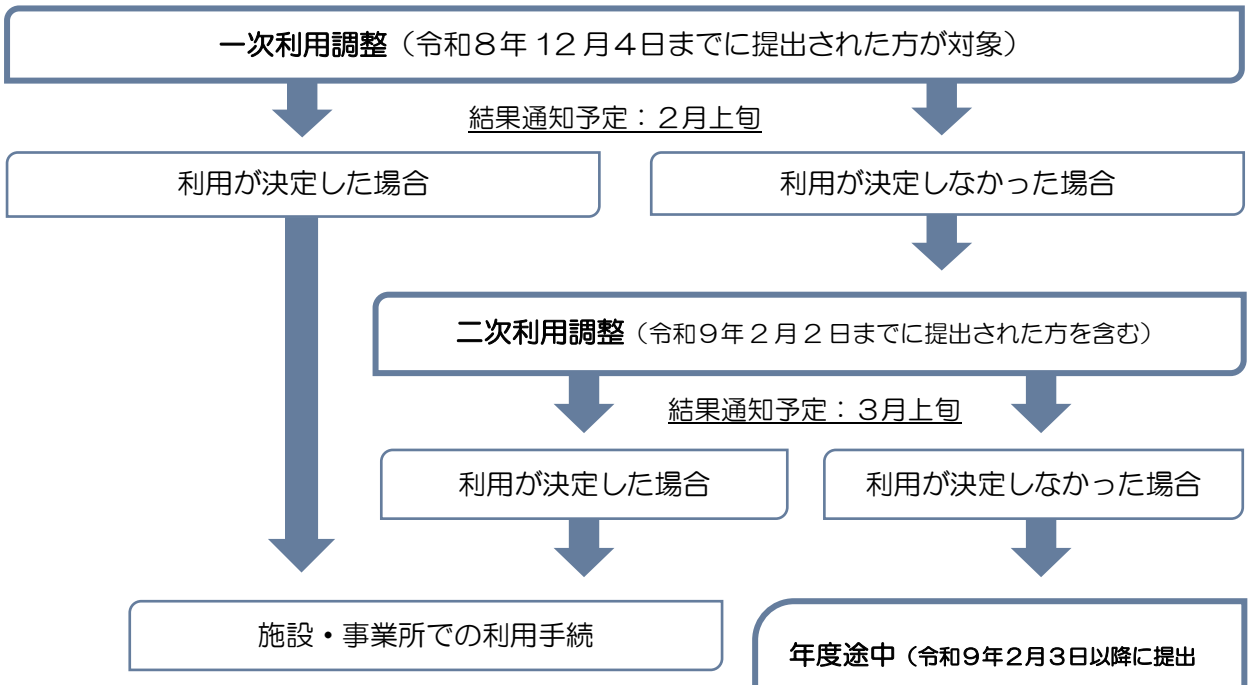
利用申込書等の用紙配布

配布期間：令和８年１１月９日（月）から
配布場所：こども保育課（総合庁舎３階）、各保育施設、ホームページ（ダウンロード）

利用申込書等の受付

受付期間：令和８年１１月９日（月）から令和８年１２月４日（金）まで（**一次利用申込分**）
令和８年１２月５日（土）から令和９年２月２日（火）まで（**二次利用申込分**）
受付場所：・こども保育課（総合庁舎３階）９時００分から１７時００分まで（土日祝日除く）
※11 月 26日（木）のみ 19時00分まで窓口時間の延長を行います。
・電子申請　　随時受付　**※電子申請の締切は窓口締切日の前日 23：59 まで**
※育休明け、特別支援保育又は広域利用（１２ページ）を希望される方は電子申請での受付不可
・各保育施設　　９時００分から１７時００分まで（日祝日除く）
※産休明け及び育休明け、転入予定での申込み、特別支援保育又は広域利用、産前産後期間のみの利用を希望される方は各保育施設での受付不可

※各支所及び郵送（市外在住の方を除く）での受付は行っておりません。
※**受付時、提出書類に不備（不足）がある場合は、利用調整ができない又は優先順位が下がることがありますので、期限に余裕をもって提出してください。**



＜利用調整結果及び支給認定証について＞

・申込後最初の利用調整の際は結果に関わらず通知します。
　２回目以降は利用が決定した場合のみ通知します。
・支給認定証は最初の結果通知と一緒に送付します。
　申請から交付まで１か月を過ぎる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和９年度（年度途中）の利用調整日程は次のとおりです。

申込（希望変更）期限	結果通知予定日	利用開始日	申込（希望変更）期限	結果通知予定日	利用開始日
4月　9日（金）	4月16日（金）	5月1日以降	9月10日（金）	9月17日（金）	10月1日以降
5月10日（月）	5月17日（月）	6月1日以降	10月　8日（金）	10月18日（月）	11月1日以降
6月10日（木）	6月17日（木）	7月1日以降	11月10日（水）	11月17日（水）	12月1日以降
7月　9日（金）	7月16日（金）	8月1日以降	12月10日（金）	12月17日（金）	令和10年1月1日以降
8月10日（火）	8月18日（水）	9月1日以降			

※申込期限日の 17 時００分から結果通知予定日までの期間は申込みの変更及び取下げができません。
※申込みは当該年度内のみ有効（令和 10 年度も継続して入所申込を行う場合は別途申込みが必要）です。

（２）利用調整（入所選考）について

利用希望者数が保育施設等の定員を超える場合、家庭状況・保護者の就労状況等により、優先順位をつけて、旭川市が利用調整（入所選考）を行います。利用調整基準表は各年度のホームページに掲載しています。申込期限日の１７時００分までにこども保育課での受付が完了している申込みが利用調整の対象となります。

■ 利用調整結果のお知らせ及び認定通知証の送付について

利用調整の結果通知は毎月１７日頃に郵送します。申込後最初の利用調整結果は、利用が決まった場合でも決まらなかった場合でも送付されますが、２回目以降の利用調整結果通知は利用が決まった場合のみ送付します。

認定通知証は各施設・事業所を利用する際に必要となります。原則として利用調整結果通知と一緒に送付しますが、申請から送付まで１か月を過ぎる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■ 利用が決定したときの手続について

決定した施設等に直接連絡を取り、入所の有無を報告してください（決定した施設には事前に児童の情報等をご連絡しています）。

以下の場合は事前に施設等に連絡してから、こども保育課にもご連絡ください。

- **転出等のやむを得ない事情により利用を辞退しなければならなくなったとき**
- **利用開始日の変更を希望するとき（事前に園の了承を得てからご連絡ください）**
 ※出生日（産後８週間経過する日付）がずれた場合を除き、月をまたいでの変更はできません。

■ 利用が決定しなかったときの手続について

引き続き年度内は、利用調整を行います（上記の日程表参照）。

以下の場合は**各利用調整の変更期限までに**こども保育課にご連絡ください。

希望変更はこちら

- **希望内容（希望施設、利用開始希望日、追加書類の提出）を変更したいとき**
 ⇒お電話又は右の二次元コード又は
 URL（https://logoform.jp/form/iLZf/1152786）から申請してください。
- **申請内容に変更があったとき**
 ⇒「求職中だったが就労した」「育児休業を延長した」「妊娠した」「転居した」「退職した」「同居者が増えた」など、申込後に申込内容の変更が生じた場合は、状況に応じて書類を提出していただく場合がありますので、こども保育課に必ずご連絡ください。利用決定後に申込時と状況が異なっていたことが判明した場合、入所いただけない場合があります。
- **申込みを取り下げる場合（今後、保育所等の利用が必要なくなった場合）**

育児休業（育児休業給付金）を延長する際に書類が必要だと言われました。

延長手続に伴って、保育所等の入所が決定していないことの証明（入所保留通知等）の提出を求められることがあります。保育所等の入所が決定していない場合は、最初の利用調整分のみ通知書が発行されます。２回目以降の選考分の証明書が必要な場合は、下記の二次元コード又はURL（https://logoform.jp/form/iLZf/726183）から申請してください。

なお、育児休業の延長手続の詳細については管轄のハローワークまたは共済組合等にお問い合わせください。

※利用申込書（写）の提出を求められることがあるため、提出前にコピーをお取りください。

申請はこちら

（３）２号認定・３号認定について

上記の認定を受けるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があり、全ての保護者が次のいずれかの事由に該当することが必要となります。

認定事由	保育必要量（※）
月６０時間以上就労することを常態としていること	１か月の就労時間が、 原則 120 時間以上：保育標準時間 原則 60 時間以上 120 時間未満：保育短時間
妊娠中又は出産後間もないこと（認定の有効期間は、産前６週間から産後８週間が経過する日の翌日が属する月の末日まで。） ※多子（双子等）の場合は産前１４週間から	保育標準時間
長期にわたり、病気・負傷・心身に障害があること	保育標準時間
親族等を常時看護又は介護していること	１か月の看護・介護時間が、 原則 120 時間以上：保育標準時間 原則 60 時間以上 120 時間未満：保育短時間
求職活動を継続的に行っていること（認定の有効期限は、認定証の効力が発生した日から９０日を経過する日が属する月の末日まで。）	保育短時間
就学・職業訓練をしていること	１か月の就学等の時間が、 原則 120 時間以上：保育標準時間 原則 60 時間以上 120 時間未満：保育短時間
兄弟姉妹の育児休業取得時に、入所から３か月以上経過している子どもがいて、継続利用が必要であること（認定の有効期間は、育児休業開始の日から原則最大１年間まで。） ※この要件で通所中は転所できません。	保育短時間
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	保育標準時間

■ 保育の必要量について（※）

保育の必要性の度合いに応じ、「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかの保育必要量の認定を受けることとなります。認定事由により、利用できる時間が次のとおり異なります。

- 保育標準時間：１日最長 11 時間（1～4ページの開所時間帯）のうち、保育が必要な範囲内
- 保育短時間　：１日最長８時間（１～４ページの保育短時間帯）のうち、保育が必要な範囲内

なお、保護者が２人（父母など）いる場合は、２人が「保育標準時間」の事由を満たしている場合に「保育標準時間」として認定されます。（一方が「保育短時間」の事由しか満たしていないときは、「保育短時間」として認定します。）

（４）申込みに必要な書類について

・証明書類は**令和８年１０月１日以降**かつ**申込日から３か月以内**に証明されたものを提出してください。
・申込書類はホームページからダウンロードできるほか、こども保育課及び各保育施設でも配布しています。

■ 共通（必須）

認可保育施設の利用（入所・転所）を希望する	・保育の利用申込書（申込年度のもの）
支給認定証の交付を希望する （転所申込の場合は不要）	・施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 （現況届）

■支給認定の内容に変更がある場合

１号認定を受けていて２号認定に切り替える場合	・施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書
既に受けている認定内容に変更がある場合 例：市内で転居した、世帯員が増えた（減った） など	・施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定内容変更届

■ 保育の必要性を証明する書類（ひとり親家庭を除き両親いずれも提出が必要です）

被雇用者	・就労証明書（就労先から証明されたもの）
自営業	・就労証明書（自営業主が証明したもの） ・開業届、確定申告関係書類等のいずれかの写し 又は保育所入所に係る状況確認願(※1)（民生委員の署名があるもの）
内職者	・内職証明書
求職活動中	・保育の必要性に係る申立書（求職活動にチェックがあるもの）
妊娠・出産 （産前産後期間のみ利用する場合）	・保育の必要性に係る申立書（妊娠・出産にチェックがあるもの） ・母子手帳の写し（母の氏名と分娩予定日がわかるページ）
疾病又は障害	・保育の必要性に係る申立書（疾病・障害にチェックがあるもの） ・診断書又は各種手帳(※2)の写し
通学又は通所（学校・職業訓練等）	・保育の必要性に係る申立書（通学・通所にチェックがあるもの） ・在学証明書及び月の就学時間がわかる書類（時間割等）
親族等の看護・介護	・保育の必要性に係る申立書（看護・介護にチェックがあるもの） ・介護（看護）を要する方の診断書又は重度心身障害者医療費受給者証、各種手帳(※3)、介護保険被保険者証（要介護３以上）、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかの写し
災害復旧	・り災証明書等
事情により保護者のいずれかの書類が提出できない場合	・離婚調停協議書、DV 証明書、保育所入所に係る状況確認願(※4)（民生委員の署名があるもの）のいずれか又はこれに類するもの

※1　申立内容に自営業の内容（業務内容・活動場所等）を記載してください。
※2　疾病（障害）要件の各種手帳とは身体障害者手帳 1 級～3 級（聴覚は６級以上、音声・言語は４級以上）、精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級、療育手帳 A 又は B をいい、有効期限以内のもののみ有効です。
※3　介護（看護）要件の各種手帳とは身体障害者手帳１級～３級（３級の場合は心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害に限る）、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳１級をいい、有効期限以内のもののみ有効です。
※4　申立内容に就労証明書等が提出できない事情（例：離婚前提で別居中など）を記載してください。

■　その他（加点・保育料関係等）※必須と記載があるもの以外は任意

【加】利用調整において優先順位が上がる場合があります。

【保】保育料の算定において減額等の対象となる場合があります（詳しくは１８ページをご確認ください）。

出産予定の方（必須）	・母子手帳の写し（母の氏名と分娩予定日がわかるページ）
育児休業を取得（予定を含む）されている方（必須）【加】	・育児休業取得証明書 ※就労証明書に記載がある場合は不要 ※入所に伴って育児休業を切り上げる（短縮する）場合は、短縮申立にチェックがあり、保護者が同意しているもの
転入予定の方（必須）	・転入に係る同意書
申込児童が障害等を有している場合【加】 世帯員が障害等を有している場合【保】	・各種手帳（等級は問わない）、特別児童扶養手当又は障害年金を受給していることがわかる書類のいずれかの写し
生活保護を受給中の方【加・保】	・生活保護手帳の写し又は保護決定通知書
保育士等として勤務している方【加】	・保育士証、免許状、子育て支援員研修の修了証明書等の写し ※保育士等として勤務していることがわかる就労証明書の提出も必要となります。 【対象施設】認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、認可外保育施設、放課後児童健全育成事業を実施する施設等及びその他児童福祉施設（旭川市外を含む）
失業された方（失業から３か月以内の申込みの場合のみ）【加】	・雇用保険被保険者離職票又は退職証明書等の写し
虐待・DV 等を受けて社会的養護が必要な方【加】	・当該事実がわかる証明書等の写し
里親制度を利用している場合【加】	・当該事実がわかる証明書等の写し

ならし保育と育児休業について

■ ならし保育とは

保育施設等の利用を開始してから約２週間（子どもの状況や保育施設等により異なります。）は、子どもが環境の変化に慣れていくよう保育時間を徐々に増やす「ならし保育」を実施する場合があります。

なお、ならし保育の期間も保育料はかかります。育児休業明けや就労内定状態で申込される方は、ならし保育期間を含め、育児休業最終日又は就労開始日前日の２週間前の日付から利用が希望できます。

例）育児休業最終日又は就労開始日前日が　4/15　→　4/1　から利用希望可能。

■ 育児休業明けの時期からの利用申込みについて

保育を利用する場合、上記のならし保育の期間に限り育児休業を取得しながら保育所を利用することができます。入所希望日より２週間以上長く育児休業を取得している場合は、保育所等への入所が決定次第、育児休業を短縮して復帰する申込みが必要となります。以下の**いずれかの書類**を提出してください。また、保育の利用申込書の裏面にある保護者署名にご記載ください。

・「就労証明書（証明書の項目の９番と１５番に記載があるもの）」

・「産前産後休暇・育児休業取得証明書（短縮申立にチェックがあるもの）」

例）8/31 まで育休を取得しているが 5/1 から保育を利用する。

⇒育休は最長で 5/15 まで短縮し、遅くても 5/16 までに復職する。



第２子出産後、育児休業を取得する予定ですが、既に保育所等に入所している子は退園になるのでしょうか？

通常、父又は母が育児休業を取得中は保育所等を利用できませんが、上の子の環境を変えたくないなどの理由があり、認められた場合に継続して入所することが可能です（短時間利用のみ）。手続にあたり「育児休業取得証明書」及び「育児休業中の保育所等継続入所に係る申立書」の提出が必要です。継続入所の希望期間や申立理由等によっては、希望どおりの入所ができない可能性がありますので、詳しくはこども保育課まで事前にお問い合わせください。

（５）特別支援保育・広域利用について

■　特別支援保育（心身の発達に支援を要する児童、医療的ケアが必要な児童）について

特別支援保育は、心身の発達に支援を要する場合又は経管栄養、吸引、導尿等の医療的ケアが必要な場合に利用することができます。心身の発達に支援を要する児童の場合は、お子様の発達段階等に配慮し、集団の中で保育できる環境を整えます。原則、年度当初３歳以上が対象となります。また、医療的ケアが必要な児童の場合は、保育を行うにあたり必要な医療行為（経管栄養、吸引、導尿等）を受けることができます。年齢は問いませんが、お子様の状態や主治医の意見等の確認を行ったうえで、実施施設と受入可否の調整を行います。

特別支援保育の申込みは通常の保育申込と手続が異なりますので、
こども保育課保育センター事業担当（ＴＥＬ：０１６６－２５－９８４４）までご相談ください。

■ 広域利用について

利用を希望している保育施設等の所在地市町村と、住民票を登録している市町村が異なる場合、住民登録をしている市町村での申込みが必要です。申込後、市町村間で協議を行い利用の可否を決定します（利用開始日時点で所在地市町村に住民登録を行う場合は広域利用には該当しません）。

※現在保育施設を利用していて、他市町村に転居後も継続して入所を希望する場合は、広域利用の手続が必要です（協議の結果、継続利用が認められない場合もあります）。

相談先
⑴旭川市民で他市町村の保育施設の利用を希望される方→旭川市こども保育課
⑵他市町村の住民で旭川市の保育施設の利用を希望される方→住民票のある市町村窓口

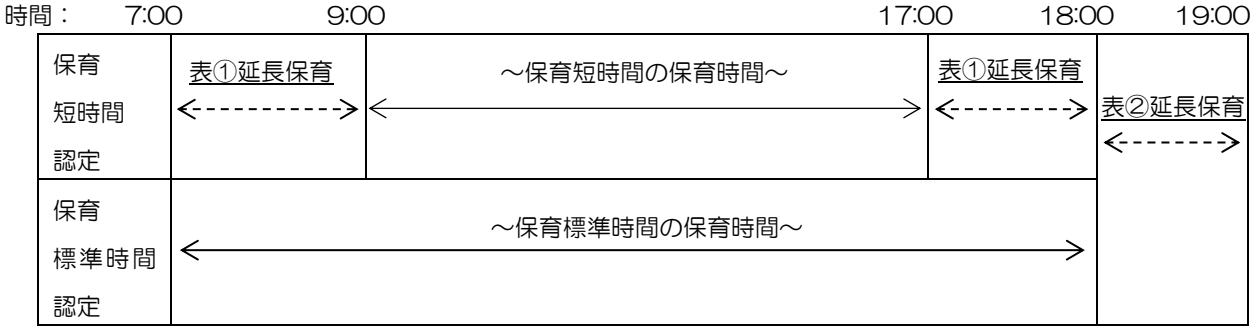
⑴は、こども保育課入所・認定担当（ＴＥＬ：０１６６－２５－９８４５）までご相談ください。

- 特別支援保育・広域利用については**こども保育課窓口のみでの受付**となります。
- 特別支援保育・広域利用についての相談や申込みについては事前にお電話でお問い合わせいただけますと窓口での対応がスムーズです。
 （事前の調整なしにご来庁いただくと、担当不在等でお待たせする場合があります）

（6）延長保育とは

保育必要量に応じて、延長保育を利用することができます。利用手続・利用料については、各園にお問い合わせください。※広域利用の方は対象外となります。

延長保育の利用例【開所時間 7:00～18:00、保育短時間の時間帯 9:00～17:00 の園の場合】



表①：保育短時間認定の場合に、保育標準時間の開所時間帯まで利用することができます。
※保護者が求職活動中、育児休業中などの場合原則延長保育の利用はできませんが、就職面接や介護等のやむを得ない場合は利用可能です。

■ 利用料（月額利用のみ）

・３号認定（令和９年４月１日時点で３歳未満の子ども）
⇒決定を受けた保育料階層の「保育標準時間の額」－「保育短時間の額」
（保育料については、１４～１８ページ参照）

・２号認定（令和９年４月１日時点で３歳以上の子ども）
⇒０円

表②：開所時間を超えて、午後７時まで利用することができます（一部施設のみ）。

■ 利用料：（月額・日額利用あり）

・３号認定（令和９年４月１日時点で３歳未満の子ども）
月額利用⇒決定を受けた保育料階層の保育標準時間の保育料の１割の額（１割の額が 5,000 円を超えるときは、5,000 円）
日額利用⇒1 日 400 円

・２号認定（令和９年４月１日時点で３歳以上の子ども）
年収約 360 万円相当未満の世帯⇒０円
年収約 360 万円相当以上の世帯
⇒第 1 子は月額利用で 1,300 円又は日額利用で 1 日 400 円
⇒第２子は月額利用で 320 円
⇒第３子は０円
※「第〇子」は保育料算定と同様に数えます。

利用可能施設は一覧（１～４ページ）でご確認いただき、詳細は各園にお問い合わせください。

5　保育料

（１）保育料の算定方法について

■ 保育料は、市町村民税の課税状況で決定し、算定に用いる課税年度は毎年９月に更新します。

＜令和９年度＞

【４月】	【９月】	【３月】
令和８年度市町村民税に基づく保育料	令和９年度市町村民税に基づく保育料	

※令和８年度市町村民税：令和７年１月～令和７年12月までの収入等に基づき決定されます。

※令和９年度市町村民税：令和８年１月～令和８年12月までの収入等に基づき決定されます。

■ 保育料及び副食費免除の有無（以下、保育料等）は、保護者及び保護者と同居している扶養義務者（子どもから見た民法上の扶養義務者であって、家計の主宰者である者をいいます）の課税額の合計額により決定します（次ページをご確認ください）。



祖父母と同居しているのですが、祖父母の税額も保育料等に影響するのですか？

次のいずれの条件も満たす場合に、祖父母などの扶養義務者を家計の主宰者とみなし、祖父母などの課税額も合算して保育料等を決定します。

条件①：保護者（父母）の収入（※１）が、主宰者判定基準額（※２）よりも少ない

条件②：保護者（父母）の収入（※１）が、１番収入の多い扶養義務者の収入よりも少ない

※１　収入は、児童手当等の各種手当や、年金・養育費を含み、保育料等決定に用いる市町村民税の算定基礎となる年の収入（令和８年度市町村民税⇒令和７年収入、令和９年度市町村民税⇒令和８年収入）又は直近３か月の収入を用います。

※２　主宰者判定基準額は、生活保護の最低生活基準を基に設定しています。（具体的な額は、個々の世帯状況で異なります。）

※３　確定申告等により市町村民税額に変更があった場合は、こども保育課にご連絡ください。

※４　国外から転入された方で、市町村民税の情報がない場合は、対象期間の収入がわかるものを提出してください。収入がわかるものを用意できない場合は、こども保育課にご連絡ください。

※５　対象年度の税情報が旭川市にない方については、個人番号を利用して、課税額について確認させていただきます。なお、課税額について確認できなかった場合は、確認書類を求めることがあります。

（2）旭川市保育料表（令和８年４月１日現在）

【表】３号認定子ども及び令和５年４月２日以降に生まれた２号認定子ども

※１号認定子ども及び令和５年４月１日以前に生まれた２号認定子どもの保育料は０円です。

世帯の階層区分			保育料（月額：円）	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等		0	0
B	A 階層を除き市町村民税が非課税の世帯		0	0
C1	A 階層及びＢ階層を除き、市町村民税の所得割額【※１】が次の区分に該当する世帯	48,600 円未満（均等割のみ含む。）	7,800 （0）	7,700 （0）
C2		48,600 円以上 53,000 円未満	11,000 （0）	10,800 （0）
C3－①		53,000 円以上 57,700 円未満	14,800 （0）	14,500 （0）
C3－②		57,700 円以上 69,000 円未満		
C4－①		69,000 円以上 77,101 円未満	19,100 （0）	18,800 （0）
C4－②		77,101 円以上 87,000 円未満		
C5		87,000 円以上 105,000 円未満	24,000 （0）	23,600 （0）
C6		105,000 円以上 123,000 円未満	30,200 （0）	29,700 （0）
C7		123,000 円以上 140,000 円未満	33,400 （0）	32,800 （0）
C8		140,000 円以上 163,000 円未満	36,700 （0）	36,100 （0）
C9－①		163,000 円以上 169,000 円未満	40,000 （0）	39,300 （0）
C9－②		169,000 円以上 193,500 円未満	40,000 （10,000）	39,300 （9,820）
C10		193,500 円以上 254,000 円未満	47,400 （11,850）	46,600 （11,650）
C11		254,000 円以上 360,000 円未満	54,900 （13,720）	54,000 （13,500）
C12		360,000 円以上 415,000 円未満	63,400 （15,850）	62,300 （15,570）
C13		415,000 円以上	72,000 （18,000）	70,800 （17,700）

＜備考＞

１　多子軽減

（１）C1 階層からＣ９－①階層までの場合

保護者と生計を一にする子ども（年齢は問いません。）【※２】が２人以上いる場合、そのうち年齢が高い子どもから数えて第２子の保育料は表の（　）内の額、第３子以降の保育料は０円となります。

（２）Ｃ９－②階層からＣ１３階層までの場合

保護者と同一世帯に小学校就学前の認可保育所等【※３】を利用している子どもが２人以上いる場合、そのうち年齢が高い子どもから数えて第２子の保育料は表の（　）内の額、第３子以降の保育料は０円となります。

２　ひとり親世帯等への軽減

ひとり親世帯等【※４】であってＣ1 階層からＣ４－①階層に該当する世帯の保育料は、２，７００円となります。

保護者と生計を一にする子ども（年齢は問いません。）【※２】が２人以上いる場合、そのうち年齢が高い子どもから数えて第２子以降の保育料は０円となります。

３　その他の軽減

特別支援保育事業の対象となる子どもの保育料は、表や備考１及び２で定める額の半額となります。

【※１】

住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の所得割額は、これらの金額を足し戻した額で計算を行います。

【※２】

保護者と同居する子どもは、特段の事情がある場合を除き、保護者と生計をーにしているものとみなします。別居している場合でも、税法上や健康保険上の扶養状況等を勘案し、生計をーにしていると認められる場合は、生計をーにするものとみなします。

【※３】

認可保育所等とは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所、幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を言います。また、幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所以外の施設・サービスを利用されている場合、在籍状況等を確認するため在園証明書の提出が必要です（私立認可外保育施設は対象外）。

【※４】

ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯を言います。

① ひとり親世帯であって現に子どもを扶養している世帯

② 次の在宅障がい者（児）を有する世帯

・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

・特別児童扶養手当の支給対象児、障害年金の受給者を有する世帯

【世帯の人数に増減があった場合はご連絡ください】

世帯の人数に増減があった場合は、速やかにこども保育課（TEL：０１６６－２５－９８４５）まで届出又はご連絡くださいますようお願いします。

（例）

・就労や進学をきっかけに世帯の子どもと別居する。　・別居していた子どもと同居を再開する。

・祖父母やおじおば等と同居を開始または終了する。　・同居していた親族が施設に入所した。　など

世帯員の増減と伴う異動があった当月又は翌月から保育料や副食費の支払の有無について変更が生じることがあります。また、別居となる子どもを引き続き扶養している場合は、扶養の事実を確認できる書類（医療保険の資格情報等）を提出してください。

【副食費の徴収について】

１号認定子ども及び令和５年４月１日以前に生まれた２号認定のお子様の副食費（おかず、おやつ代等）については、施設に直接お支払いください。なお、次の①または②にあてはまる場合は副食費が免除されます（手続の必要はありません）。

①年収約 360 万円未満の世帯の全ての子ども

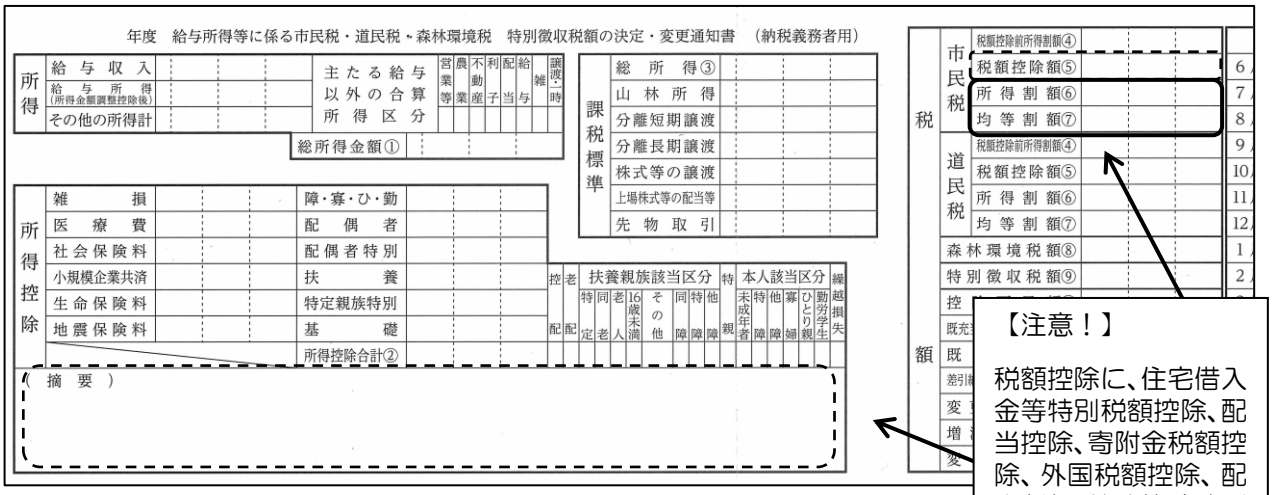
②保護者と生計をーにする子ども（年齢は問いません。）のうち、年齢が高い子どもから数えて第３子以降の子ども

※副食費が 5,100 円以上の施設の場合、差額分を施設にお支払いいただく場合があります。

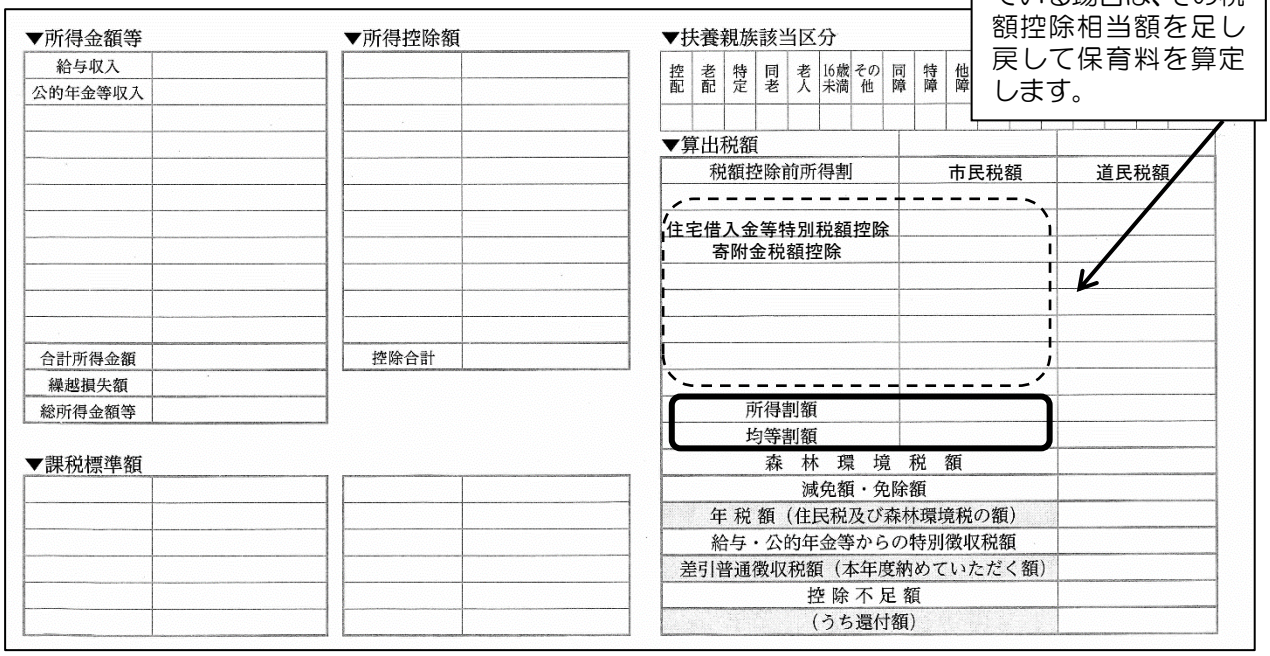
（3）保育料の確認方法（参考）

保育料は、次の①、②の書類の**太枠部分**に記載されている市町村民税の所得割額を 15 ページの保育料表に照らし合わせて決定します。均等割額のみ課税されている世帯については、保育料が発生する場合があります。なお、政令指定都市から転入された方については、政令指定都市以外の自治体と同様の計算方法にて割り出された所得割額の金額を使用して保育料を決定します。

① 「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書」



② 「市町村民税・都道府県民税森林環境税税額決定・納税通知書」



（4）月の途中で入所又は退所した場合の保育料について

月途中で入退所した場合、保育料の額は日割計算します。

■　保育料×｛在籍日数（25 日を超えるときは 25 日）/25 日｝

※保育料の日割り計算にて生じた額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てとします。

※病気等により欠席した場合は保育料が発生します。

（5）保育料を決定するための書類（入所決定後にご提出ください）

次のア～ウに該当する方は書類を提出してください。

ア．保護者と同一世帯の者が、各種手帳等(※)の交付等を受けているとき

（保育料の階層がC4－②～C13に該当することが見込まれるとき、1号認定を希望するときは提出不要です）

提出書類：手帳の写し又は手当・年金の受給証書の写し

※各種手帳：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当受給証明書、障害年金証書

イ．生活保護を受給しているとき　※1号認定の場合も提出が必要です。

提出書類：生活保護手帳の写し又は生活保護決定証明書（福祉安心部保護課で発行）

ウ．児童心理治療施設、児童発達支援等を利用している児童がいるとき

入所している又は入所が決定している子どもの他に、対象施設を利用している小学校就学前の子どもがいる場合、在園証明書を提出してください。多子軽減の適用を受け、保育料が低くなる場合があります。様式は、こども保育課窓口で配布しています。

6　入所後の手続

各種変更の手続

入所している間に世帯状況等の変更（転居、転職、退職、妊娠・出産、育児休業、婚姻、離婚など）があったときは、認定内容や保育料が変更となることがありますので、必ず子どもが入所している施設・事業所又はこども保育課へ次に掲げる書類を提出し、変更手続を行ってください。

※状況等に変更がない場合でも、毎年 11 月頃から状況確認のため、保育の必要性を証明する書類（2・3 号認定のみ）の再提出をお願いしております。その他、提出された書類の内容等により、別途確認が必要な書類の提出をお願いすることがあります。

子ども・保護者の状況	提出書類
1.就労状況等が変更した	■ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書 ■ 変更の状況に応じ、保育の必要性を証明する書類（10 ページ参照。1号認定は不要。）
2.婚姻	■ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書 ■ 婚姻した相手の保育の必要性を証明する書類（10 ページ参照。1号認定は不要。） ※本市に必要な課税情報がない場合は、婚姻した相手の方の所得・課税証明書等の提出が必要となる場合があります。 ※婚姻後の「戸籍全部事項証明書」の提出が必要となる場合があります。
3.離婚 （離婚調停中含む）	■ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書 ■ 離婚調停中の場合は、調停期日呼出状又は事件係属証明書など ※父母が離婚前提で別居をした場合についても、別途書類が必要となる場合があります。 ※離婚後の「戸籍全部事項証明書」の提出が必要となる場合があります。
4.祖父母等と同居した	■ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定内容変更届 ※祖父母等の課税額を合算することになる場合（14 ページ参照）で、本市に必要な課税情報がない場合は、同居した祖父母等の所得・課税証明書等の提出が必要となる場合があります。
5.生活保護受給開始・廃止	■ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書 ■ 生活保護決定・廃止証明書（福祉安心部保護課で発行）
6.障害の認定等を受けた	■ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書 ■ 手帳又は手当等の証書の写し ※保育料の階層区分が、15 ページに記載の表の C1 からC4－①階層の場合に必要です。

7.市内転居	■ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定内容変更届 （住民票を異動してください。事情があり住民票を異動できない方はご連絡ください。）
8.氏名変更	■ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定内容変更届 （婚姻・離婚による場合は、「2.婚姻」又は「3.離婚」の手続を行ってください。）
9.妊娠が判明したとき	■ 保育の必要性に係る申立書（妊娠・出産にチェックがあるもの） ■ 母子手帳等の出産予定日がわかるものの写し

7　手続の一部にマイナンバーが必要になる場合があります。

（1）マイナンバーが必要となる手続

・新規に認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園に限る。）を利用する際の支給認定手続。
・マイナポータルのぴったりサービスを利用した電子申請を行う場合（マイナンバーカード及びそれを読み込むことのできるスマートフォン端末若しくはカードリーダライタが必要）。

（2）必要な書類

手続の際には、次に掲げる書類を提示してください。

■1．マイナンバーカードを持っている場合
・マイナンバーカード

■2．マイナンバーカードを持っていない場合
・記載事項に変更の必要がない通知カード若しくは、マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
・本人確認ができる書類として次に掲げる書類のいずれか

① 次に掲げる書類のうちいずれか１つ
運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
② ①に掲げる書類がない場合、次に掲げる書類のうちいずれか２つ
公的医療保険の資格情報、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

＜重要＞**原則マイナンバーの提示が必要であるものの、利用手続自体は「（2）必要な書類」に記載の書類がない場合でも通常どおり行うことができますので、書類がない場合や忘れてしまった場合でもそのまま手続を進めることができます。**

ただし、その場合であっても、認可保育所等の利用に際して今後マイナンバーの利用の必要性が生じたときは、本市において関係法令等に基づき、お子様及びその保護者のマイナンバーを確認・取得し、利用することがありますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

8　その他のサービス

子育て支援ナビゲーターにご相談ください！

就学前のお子様について、専門職員が保護者のご希望や家庭状況に合った預け先や保育サービスをご紹介します。「なかなか入所が決まらなくて困っている」、「他に利用できる保育サービスはないか」など、お子様の預け方でお困りの方は、気軽にご相談ください。

【お問合せ】　TEL：0166-25-6888（平日：午前 9 時 15 分～午後 5 時 00 分）

（１）休日保育（認可保育施設・事業所を利用している方が対象です）

日曜日や祝日に保護者が仕事などのため、子どもの保育が困難な方を対象に休日保育を実施している施設があります。利用を希望する場合は直接施設へお問い合わせください。

■ 実施施設：北星おおぞら認定こども園（旭町２条６丁目　電話：５１－２３４７）
　　幼保連携型認定こども園東光宮前こども園（東光６条４丁目　電話：７４－３６９０）
■ 対象年齢：０歳～就学前の子ども（認可保育施設の２号・３号の在園児のみ対象）
■ 利用時間：午前７時～午後６時（保育標準時間認定を受けている方）
　　午前８時～午後４時（保育短時間認定を受けている方）

（２）一時預かり（一般型）

保護者の緊急事態やリフレッシュに対応するため一時的に子どもを預けることができる施設があります。実施施設は１～４ページの施設一覧（「一時※5」欄）で確認し、利用を希望する施設へ事前に登録をし、直接お申し込みください。

■ 対 象 者：旭川市に住民票がある満１歳(※)～就学前の子ども（認可保育施設の在園児は対象外）
　　※神楽保育所では０歳６か月以降の子どもも受け入れます。
■ 利用期間：原則として週３日又は月１５日以内
　　※保護者の入院等、緊急の場合に上記期間を超えての利用を希望する場合は直接施設にご相談ください。
■ 利用時間：各施設の休園日を除く毎日（午前８時～午後６時）　※このうち８時間以内
　　（わんぱく保育園にじいろ園は午前９時～午後７時）　※このうち８時間以内
■ 定　　員：一日各１０名程度（利用希望者が多い日は、利用できない場合があります。）
■ 利 用 料：４時間以内の場合：一日６００円　４時間を超える場合：一日1,２００円
　　※生活保護世帯、前年度の市町村民税非課税世帯は全額免除
■ 給　　食：一日３００円（希望制）

（３）一時預かり（幼稚園型）

認定こども園や幼稚園では在園児を対象に、教育標準時間の前や後に子どもを預けることができる事業を実施しています。仕事や通院などにより迎えが間に合わない場合だけでなく、家事の時間を確保するためや、リフレッシュなどのための利用も可能です。休日や長期休業期間に実施している園もあり、利用料金や預かり時間は園によって異なりますので、詳細は各園にお問い合わせください。

■ 対 象 者：認定こども園（１号認定）又は幼稚園に在園する園児
■ 利用期間：旭川市による制限なし
■ 利用時間：各園の教育時間の前後及び休日・長期休業期間において各園が設定する時間
■ 利 用 料：各園による独自設定（一日当たり：概ね平日４５０円、休日８００円が目安）

（４）病児・病後児保育（事前に登録と利用予約が必要です。）

病気により集団生活が困難な子どもで、仕事等の事情により家庭で保育できない場合に利用できます。急性期の児童が対象の「病児保育」と、回復期の児童が対象の「病後児保育」の２種類の事業があります。事前登録や利用予約については、各実施施設にお問い合わせください。

利用方法については、旭川市のホームページをご覧ください。

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/232/233/p009064.html

■ 対 象 者：旭川市に住民票がある生後５か月～概ね小学校３年生までの子ども
■ 実施施設：【病児】北彩都病児保育室まほうのちから（宮下通１１丁目　電話：７４－５３３４）
　　【病後児】ほのぼの保育園（春光３条７丁目　電話：５３－４１０３）
　　永山おおぞら認定こども園（永山５条１５丁目　電話：080－5989－1548）

■ 利用定員：一日各３名
■ 利用期間：各施設の休園日を除く毎日（午前８時～午後６時）、連続利用の場合は原則７日以内
■ 利 用 料：５時間以内の場合　：【病児】一日 1,000 円　【病後児】一日 850 円
５時間を超える場合：【病児】一日 2,000 円（2 日目以降 1,000 円）
【病後児】一日 1,700 円（2 日目以降 850 円）
※生活保護世帯、前年度の市町村民税非課税世帯は全額免除。
２日目以降の料金については、同一疾病で連続して利用した場合に適用されます。
■ 給　　食：一日３００円（希望制）
■ お迎えサービス（病児のみ）：一日５００円（希望制）※保育園等～病児保育施設間の送迎です。

（５）こども誰でも通園制度

保護者の就労などの理由にかかわらず、保育所などを月１０時間まで利用できる制度です。「子ども同士で遊ばせたい」「保育士に相談をしたい」「子どもを預けてリフレッシュしたい」「用事があるので、預かってほしい」とき等に利用できます。
利用を希望する方は、最初にアカウントの発行手続を行ってください。

■ 対 象 者：０歳６か月～２歳の保育所などに通っていない子ども
■ 実施施設・利用可能時間・利用定員：旭川市のホームページをご覧ください。
■ 利 用 料：1 時間 300 円（所得状況による減免あり）
■ 予約方法：アカウント取得後に、スマートフォン等から「こども誰でも通園制度総合支援システム（通称「つうえんポータル」）」で利用する施設を検索して、予約を行います。
■ アカウント取得（利用申請）：旭川市のホームページから利用申請を行ってください。２週間程度で登録が完了し、「つうえんポータル」へのログインが可能になります。

【誰でも通園制度ホームページ（旭川市）】
https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/800/808/816/813/index.html

（６）地域子育て支援センター（乳幼児とその保護者が対象です。）

「育児相談」、「子育て講座」、「子育てサロンの開放」等気軽に利用できます。
利用できる時間帯や内容については、各センターへお問い合わせください。

名称	住所	電話番号
おひさま（鉄道弘済会旭川認定こども園内）	春光２条８丁目	51-0637
こもれび（フィール旭川６階もりもりパーク内）	１条通８丁目	56-0763
ほっとほたる（永山ほたる保育園内）	永山町５丁目	46-4749
にょきにょき（豊岡蘭契認定こども園内）	豊岡３条３丁目	38-6816
いずみ（いずみこども園内）	神居９条４丁目	62-8986 090-5983-5401
ぴょんぴょん（旭川あゆみ幼稚園子育てセンター内）	旭神町２２－５４	66-2332
ねむのき（北彩都子ども活動センターASOBI～BA 内）	宮下通 14 丁目	090-8271-8899
こまどりつ～ながれ（認定こども園末広こまどり内）	末広２条 13 丁目	070-5049-4523
ぱれっと（神楽児童センター内）	神楽３条６丁目	63-6201
ちゅうりっぷ（北門児童センター内）	北門町８丁目	52-0765

（7）上川中部ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員になり、会員相互による育児の援助活動を行います。

小学生以下のこどもを対象に、保育園や小学校、学童保育などの開始前又は終了後のこどもの預かり、保育園までの送迎などを行っています。

また、病気やその回復期にあって、保育園などに預けられない時のこども（病児、病後児）の預かりなどにも対応しています。利用には、事前登録が必要です。

詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問合せ】

上川中部ファミリー・サポート・センター事務局
旭川市東光１１条２丁目２－９
特定非営利活動法人旭川ＮＰＯサポートセンター内
電話：74-5380（平日　午前９時００分～午後５時００分）
URL:https://family-support.asahinpo.jp/

（8）放課後児童クラブ（小学校に就学している児童）

保護者が労働等により放課後家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を提供しています。遊具や図書等を備えた専用区画があり、保育士資格や教員免許等を持つ放課後児童支援員や専門研修を修了した補助員が児童の支援に当たります。

詳しくは下記の URL 又は 右の二次元コードからご確認ください。

URL:https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/251/258/p004286.html

【お問合せ】

旭川市が実施する放課後児童クラブについて　・旭川市放課後児童クラブ担当（電話：25-9127）
民間の放課後児童クラブについて　・各放課後児童クラブ

９　認可外保育施設一覧

※以下の施設に関する入園申込・保育内容・保育料等については、各施設に直接お問い合わせください。

（1）私立認可外保育施設（令和８年１１月１日現在）

・児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていませんが、独自性を持った集団保育を行っている保育施設です。
・保護者の就労状況にかかわらず入所することができます。
※入園申込・保育内容・開所時間・保育料・給食等は各施設で設定しております。
※一時預かりの詳細については、各施設にお問い合わせください。

名称	所在地	問合せ先	入所年齢	一時預かり
なかよし保育園	豊岡2条2丁目	31-5808	満１歳-５歳児	○
らんけい保育園	川端町3条4丁目	51-0613	0歳2か月-12歳 （小学生まで）	○
caro nino(カーロ ニーノ)	緑が丘2条1丁目	090-2059-5134	概ね1歳-５歳児 ※１歳未満要相談	
ちびっこ保育園はっぱぐみ	豊岡5条4丁目	73-5114	3歳児-５歳児	○
プリスクールにじいろ	３条通１３丁目	67-2500	満3歳-５歳児	
旭川うさぎ保育室	東旭川町下兵村４２４	36-2200	満1歳-２歳児	○

※「満〇歳」の場合、〇歳の誕生日から利用可能です。
※「〇歳児」の場合、利用したい年度の４月１日時点の年齢が〇歳であれば利用可能です。

（2）企業主導型保育事業（令和８年１１月１日現在）

・設置･運営の費用を国が助成し、会社が従業員のために設置している保育施設です。
・定員に余裕がある場合は地域住民も利用することができます。
・利用をするにあたり保育の必要性がないと利用ができません。
※企業主導型保育事業施設の中には非在園児のために一時預かり事業を実施している施設もありますので、
各施設にお問い合せください。

名称	所在地	問合せ先	入所年齢	一時預かり
うれしぱ保育園	5条通12丁目	76-1398	満3歳-５歳児	○
うれしぱ保育園宮下	宮下通19丁目	74-5013	生後８週-２歳児	○
保育園げんき！東光園	東光12条3丁目	73-8576	生後８週-５歳児	○
ジョイフルキッズプリスクール	川端町1条4丁目	51-3344	0歳3か月-５歳児	○
ふれんどりー保育園	東光1条1丁目	76-5116	0歳2か月-５歳児	
藤原さんち保育園～つむぐ～	緑が丘東3条1丁目	76-5040	3歳児-５歳児	○
旭川ままのわ保育園	東8条2丁目	22-1170	0歳6か月-５歳児	○
はこにわ保育園	旭神2条3丁目	85-7984	0歳2か月-２歳児	○

※「満〇歳」の場合、〇歳の誕生日から利用可能です。
※「〇歳児」の場合、利用したい年度の４月１日時点の年齢が〇歳であれば利用可能です。

～認可外保育施設に入所した場合の保育料の無償化・補助対象について～

保育の必要性があると認定された3歳から5歳児については、月額40,300円までの保育料が無償化となります。
0歳から2歳児については、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯を対象として、月額45,700円までの保育料が無償化となります。手続については各施設にお問い合わせください。

Instagramにて
旭川市の子育て関係の
最新情報を発信しています！

ASAKIDS_KOSODATE